小規模事業者持続化補助金
（低感染リスク型ビジネス）

【事業概要】
小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触 機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセス の導入等に関する取組を支援するものです。

補助上限 [通常]　　１００万円
補助率 ： 3/4
〇感染防止対策費については、補助金総額の1／4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能です
（緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者（※）は政策加点の他、補助 金総額の1／2（最大50万円）引上げ）。
※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき2021年1月 7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う 飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、２021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同 月と比較して30%以上減少した事業者 〇2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払い・使用が行われた経費について遡及適用が可 能です。

補助要件
（1）小規模事業者であること
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）常時使用する従業員の数５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業　　常時使用する従業員の数２０人以下
製造業その他　　常時使用する従業員の数２０人以下
（２）資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）
（３）確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない
（４）下記３つの事業において採択を受けて、補助事業を実施した（している）者でないこと（共同申請の 代表者、参画事業者の場合も含みます）。
①「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」の事業実施者で、本補助金の 受付締切日の前１０か月以内に採択された者
②「令和２年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」
③「令和２年度第３次補正予算 小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」
（５）本補助金と「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」（上記（４）①を除く） において双方の採択を受けた事業者は、いずれかの補助事業の取下げ、または廃止を行わなけれ ば補助金を受け取ることができません（共同申請の代表者、参画事業者も含みます）。
（６）申請時に虚偽の内容を提出した事業者ではないこと
（７）「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、 今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること

審査項目

①要件審査 次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査を行わない
ア)「2. 補助対象者(P6)」の要件に合致すること
イ)必要な提出資料がすべて提出されていること
ウ)提出した内容に不備・記載漏れがないこと

②書面審査 提出された経営計画及び補助事業計画について
ア)補助事業を遂行するために必要な能力を有すること
イ)小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であること
ウ)新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、新たなビジネスやサー ビス・生産プロセス導入を行っている こと
エ)新型コロナウイルス感染症に対して「新たなビジネスやサービス・生産プロセス導入が対人接 触機会の減少に資する取組」となっていること(※単純な事業継続をするための販路開拓に 関する取組は補助対象となりません)
オ)自社の経営状況に関する分析の妥当性、経営方針・目標と今後のプランの適切性、補助事業 計画の有効性、積算の適切性を有する事業計画になっていること(積算について、数量が一 式等で補助対象経費が明確でないものは評価ができません。採択、交付決定された補助金 額について、実績報告時に補助金の確定金額が交付決定金額を下回ることがあります)。

③加点項目 上記②書面審査に加えて下記に該当する申請に対して加点する。
ア)緊急事態宣言による影響 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな 影響を受けたことから、2021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入 が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少していること
イ)多店舗展開 複数の店舗・事業所を有しており、かつ、各店舗・事業所において、継続的に事業(営業)を行 っていること
ウ)賃上げ 補助事業完了後に以下A～Dのいずれかに該当する取組を行うこと(補助事業終了から1年 後の状況について、交付規程第29条に定める「事業効果及び賃金引上げ等状況報告」を、補助 事業実施後、補助金事務局が指定する期限までに行う必要があります)

A. 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1. 5%以上増加させる計画を 有し、従業員に表明していること(被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が 制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で1%以上増加させる計画があること)
B. 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で3. 0%以上増加させる計画を 有し、従業員に表明していること(被用者保険の適用拡大の対象となる小 規模事業者が 制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で2%以上増加させる計画があること)
C. 補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を『地域別最 低賃金＋30円』以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していること
D. 補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を『地域別最 低賃金＋60円』以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していること

全社経営計画

新規商品・サービス

経営計画（全社）

企業概要

✓申請企業の創立経緯、
✓提供商品、提供サービスと各事業比率
✓3年程度の売上高/営業利益額×伸び率
営業利益率の変遷

顧客ニーズと市場の動向

✓事業毎の対象顧客・対象市場
✓事業毎の顧客ニーズ（変遷）
✓各市場のここ2年程度の伸び率
✓各市場の今後の動き（予想）

自社や自社の提供する商品・サービスの強み

✓提供商品・サービスの特徴
✓提供商品・サービスの強み
（機能面、価格面、新規性、独自性、提供方法）

経営方針・目標と今後のプラン

✓経営ビジョン・ミッション・経営方針（哲学）
✓自社の強みや対象市場の動きを踏まえた
今後の事業展開の考え方
（いかに拡大成長が実現できるかのポイント）

補助事業計画の策定

新規商品・サービス

具体的内容

補助事業で行う事業名

✓30字以内
×××に××する×××事業

販路開拓等（生産性向上）の取組内容

✓●●を活用した新商品・新サービスの開発内容（具体的な仕組み）
✓新商品・新サービスのビジネスモデル
✓新商品・新サービスの価格戦略
✓その商品・サービスのための販促PRの方法（展示会・ウェブサイト構築・専門誌等広告）

業務効率化（生産性向上）の取組内容

（任意）

✓●●を導入するにあたって実現したサービス提供のプロセスの改善策
✓新たに同時にIT技術を導入することで実現した効率化施策

補助事業の効果

✓本補助事業の取組による5年間での売り上げ及び営業利益の計画（目標）
✓従業員給与のアップ目標
✓付加価値額の目標

補助対象事業の事業計画

経費明細		ドローンビジネスの場合の補助対象事業の経費（例）
機械装置等費	本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入経費 通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は不可 ※汎用性のある通常のPCやタブレット wifiルータ等は不可	✓購入ドローン ✓運用ソフト（期間按分） ✓ドローン関連機材、付属品 ✓撮影用機材・カメラ・計測機等 ✓業務用ソフト（期間按分）
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工のための経費	
資料購入費	事業遂行に必要不可欠な図書等を購入するための経費	
専門家費・専門家旅費	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費（士業、教授等専門家）	
雑役務費	補助期間中のアルバイト、人材派遣の給与派遣料、交通費	
借費	直接必要な機器・設備リース料・レンタル料	✓ドローンのレンタル利用
設備処分費	販路開拓のため死蔵の設備機器の廃棄、賃借設備機器の返却に伴う修理・現状復帰費	
委託費	上記以外の経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）する経費（市場調査等についてコンサル会社等を活用する等、自ら実行困難な業務のみ。	✓ドローン運用委託（パイロット業務）
外注費	上記以外の経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（自ら実行困難な場合のみ）	※店舗改装、移動販売目的の車両改造等
広告宣伝・展示会等出展費	補助事業の広告、web広告、チラシ、媒体広告、展示会・商談会出展、搬送費	✓専用のHP立ち上げ、広告展開